

令和2年4月1日改正

役員等報酬規程

社会福祉法人 至誠会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 至誠会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、法人が設置経営する特別養護老人ホームの入所判定員をいう。

（報酬の総額）

第3条 法人の全理事の報酬の総額は、各年度60万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬の総額は、各年度20万円以内とする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第4条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬を支払わないものとする。

4 入所判定委員が入所判定委員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬を支払わないものとする。

5 交通費は、旅費規程で定めるところにより、支払うものとする。

（役員の勤務報酬）

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払わないものとする。

3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により支給する。

4 交通費は、旅費規程で定めるところにより、支払うものとする。

(報酬の支給日)

第6条 理事長の報酬は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日に遡り施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日に遡り施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年7月1日に遡り施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

第4条関係

区 分	報 酬	備 考
理 事	・ 理事会、評議員会に出席したとき 1回につき5,000円	
監 事	・ 理事会、評議員会、評議員選任・ 解任委員会に出席したとき 1回につき5,000円 ・ 内部監査、実地指導の立ち合いに 出席したとき 1回につき2,000円	
評議員	・ 評議員会に出席したとき 1回につき5,000円	
評議員選任・解任委員	・ 評議員選任・解任委員会に出席 したとき 1回につき5,000円	
入所判定委員	・ 入所判定委員会に出席したとき 1回につき2,000円	

第5条関係

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（月額）	200,000円	